

森林の土地を取得したときは 届出が必要です



■相続や贈与、売買契約などにより、森林の土地を新たに取得した場合は、
『**森林の土地の所有者届出書**』の提出が必要です。

■面積の基準はありませんので、**面積が小さくても届出の対象**となります。

届出先

■取得した土地のある市町村

(金沢市内の森林の土地を取得した場合は、
金沢市森林再生課へ届出が必要)

届出期限

■所有者となった日から**90日以内**

(期限が過ぎている場合は、
下記問合せ先までご連絡ください。)

相続の場合

■相続登記がなされていない場合でも、
法定相続人の共有物として届出を
する必要があります。

届出先
問合せ先

金沢市 森林再生課 ☎ 220-2217

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

※届出書の様式は、金沢市のホームページからダウンロードできます。

その他の手続き

なお、この届出とは別に、所有権の移転登記手続きが必要になります。
(登記の手続きは地方法務局になります。)

金沢市役所による **森林・土地の無料登記相談** については
裏面をご覧ください。





森林所有者のみなさま、相続などによる
「**所有権の移転登記**」はお済みですか？

森林・土地の無料登記相談 のご案内

近年、森林所有者の分からない土地が急激に増えています!!
所有者が特定できないと、森林整備が必要な場合や災害が発生した
場合、土地使用の承諾が得られず、整備や復旧作業が進みません。

**土地の登記をすることで、早期の森林整備や災害復旧が
可能になり、また将来土地の相続、売買、貸与をする際も、
円滑な手続きができます。**

下記の日程で無料登記相談を実施しておりますので、
手続きの方法がわからないなどお気軽にご相談ください。



無料登記相談



【日時】毎週水曜日 13:00～16:00

※祝日・年末年始を除きます。

※都合により休止する場合があります。

【場所】金沢市役所2階 市民相談室

金沢市広坂1丁目1番1号 ☎ 220-2222

石川県司法書士会金沢支部の司法書士が無料で相談に応じます。



「森林の土地の所有者届出書」や森林の整備等に関することは、
下記担当課にお問合せください。

金沢市 森林再生課 ☎ 220-2217

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号